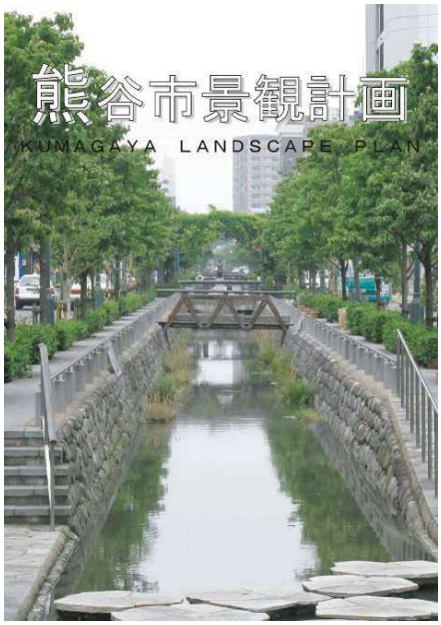
第６章　その他

１　景観・屋外広告物

（１）熊谷市景観計画及び熊谷市景観条例



近年のまちづくりでは、経済性や効率性、機能性の重視に加えて、うるおいとやすらぎのあるまちづくりが求められるようになってきました。

そこで熊谷市では、熊谷らしい景観形成を進めるため、平成１９（２００７）年１０月１日に景観行政団体となり、平成２１（２００９）年３月に景観形成の理念や目標などを示した熊谷市景観計画を策定、平成２１（２００９）年９月に熊谷市景観条例を制定し、ともに平成２２（２００９）年１月から施行しました。

現在、市内全域において景観に影響を与える可能性のある一定規模以上の行為について、届出をしていただき、景観への配慮をお願いしています。

（２）景観まちづくり活動への支援

・景観整備機構

景観法（平成１６年法律第１１０号）第９２条の規定に基づき、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から公益法人又はＮＰＯからの申請を受けて、景観行政団体の長が指定をします。

現在、熊谷市は景観整備機構として２団体指定しています。

・社団法人埼玉県建築士事務所協会	平成22年6月24日指定
・特定非営利活動法人住まいとまち創り集団木犀（もくせい）	平成22年8月10日指定

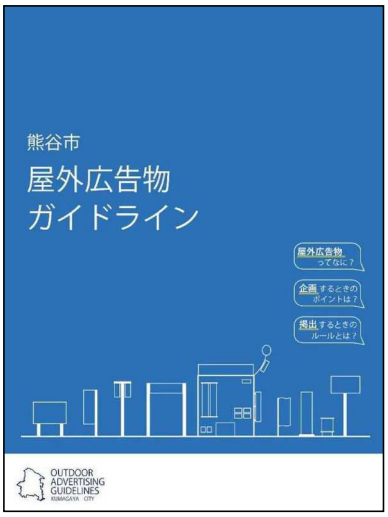
・景観イベント（景観まちあるき、景観写真展、景観講演会など）

地域の景観資源の発掘・再発見や景観まちあるきルートの検討、その他良好な景観形成への啓発に役立てるための事業を実施しています。

（３）熊谷市屋外広告物条例

屋外広告物は、まちににぎわいや活力をもたらす役割を担う一方で、無秩序に掲出されるとまちなみや自然景観を大きく損ねる一面を持ち合わせており、景観を構成する重要な要素となっています。熊谷市では平成３１（２０１９）年４月から「熊谷市屋外広告物条例」を施行し、熊谷市の良好な景観形成がより進展するよう取り組んでいます。

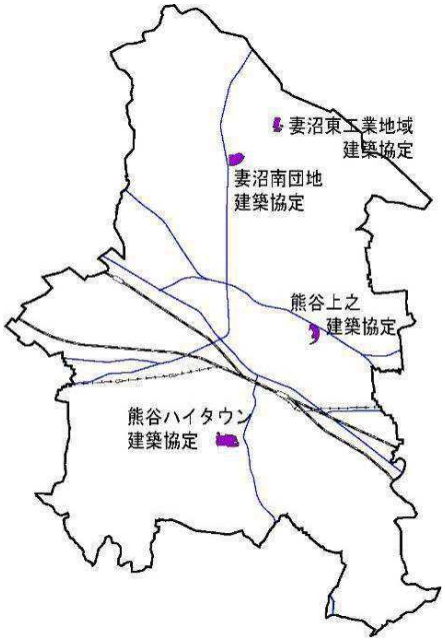
（４）熊谷市屋外広告物ガイドライン



屋外広告物の表示や掲出にあたっては、法令遵守はもとより、そのデザインや色彩等が周辺の景観と調和し、適切な管理が行われることが重要です。「熊谷市屋外広告物ガイドライン」は景観の中における屋外広告物の役割や、屋外広告物の掲出例等をイラストや写真を用いわかりやすく説明しています。また、前述の「熊谷市屋外広告物条例」に基づく各種許可申請、届出についても詳しく掲載し、表示・掲出にあたっての疑問点を網羅的に解説したものとなっています。

２　建築協定

建築協定は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく制度で、土地の所有者等が、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について、全員の合意により取決めを定め、それを守りながら住みよいまちづくりを進めるものです。現在、熊谷市には、次の４つの建築協定区域があります。



- 熊谷上之建築協定
- 熊谷ハイタウン建築協定
- 妻沼南団地建築協定
- 妻沼東工業地域建築協定

３　田園地区まちづくり条例

熊谷市では、田園地区（市街化調整区域）に残る歴史、文化、豊かな自然環境等を生かした住民主体のまちづくりの実現を目指し、田園地区のまちづくりに関する条例を策定しています。

現在、熊谷市内で次の７計画が田園地区まちづくり条例の認定を受けています。



- 下奈良集福地区
- 中奈良中央地区
- 中妻地区
- 久保地区
- 上奈良向河原地区
- 新島地区
- 原島地区

４　附属機関

（１）熊谷市都市計画審議会

本審議会は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第１９条に基づき、本市の都市計画に関する事項について、市長の諮問に応じて調査・審議することを目的に設置されています。

（２）熊谷市開発審査会

本審査会は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第７８条に基づき、開発許可等の処分またはこれに関わる不作為等に関する審査請求の裁決と、市長の諮問に対する審査のため設置されています。

（３）熊谷市緑化推進審議会

本審議会は、熊谷市緑化推進審議会条例(平成18年3月23日条例第32号)に基づき、緑化の推進並びに都市公園等の整備及び適正な管理を図るため設置されています。

（４）熊谷市景観審議会

本審議会は、熊谷市景観条例(平成21年9月29日条例第32号)に基づき、本市の良好な景観の形成を推進するうえで必要な事項について、市長の諮問に応じて調査・審議することを目的に設置されています。

（５）熊谷市建築審査会

本審査会は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第７８条に基づき、建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決並びに建築基準法の施行に関する重要事項を調査・審議することを目的に設置されています。

（６）熊谷市建築紛争調停委員会

本委員会は、熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例(平成21年12月24日条例第40号)第１５条に基づき、中高層建築物の建築に関して紛争が生じた際に、その調停を行うため設置されています。

（７）熊谷市下水道事業運営審議会

本審議会は、熊谷市下水道事業運営審議会条例（平成17年条例第216号）に基づき、本市の下水道事業に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査・審議することを目的に設置されています。

（８）土地区画整理審議会（籠原中央第一・上石第一・上之・ソシオ流通センター駅周辺）

本審議会は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第56条に基づき、換地計画や仮換地の指定等に関する事項について審議することを目的に設置されています。